

## 教員対象介護の仕事理解促進事業実施要領

### 1 趣旨

この要領は、栃木県介護人材緊急確保対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の教員対象介護の仕事理解促進事業を実施するにあたり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 目的

高校の教員等（進路指導担当教員等）を対象に、介護職に対する正しい知識の習得と介護現場の体験により、高校生への正しい情報が提供できるようにし、介護職への参入・啓発を図ることを目的とする。

### 3 実施主体

本事業の実施主体は、（一社）栃木県老人福祉施設協議会とする。

### 4 事業内容

#### （1）職場見学・バスツアーの実施

高校の教員を対象に、年1回実施する。開催時期は教育委員会と調整し、教員が参加しやすい日程とする。

#### （2）対象経費

事業の実施に要する次の経費とする。

ア 報償費

イ 旅費

ウ 需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費）

エ 役務費（通信運搬費、広告料、損害保険料）

オ 手数料及び使用料

カ その他知事が必要と認める経費

#### （3）補助基準額

122千円以内

#### （4）補助率

10/10

### 5 提出書類

（1）本事業による補助を受ける場合は、交付要領第3条に定める書類を提出するものとする。

（2）本事業に係る実績報告を行う場合は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、交付要領第7条に定める書類を提出するものとする。

#### 附則

この要領は、平成29年3月24日から適用する。

#### 附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。